

福祉避難所の確保・運営ガイドライン（案）

平成28年〇月

内閣府（防災担当）

| | |
|---|----|
| 第1章 目的、対象範囲等 | 1 |
| 1 ガイドラインの目的と位置づけ | 1 |
| 1.1 目的 | 1 |
| 1.2 位置づけ | 1 |
| 2 ガイドラインの想定活用方法 | 1 |
| 2.1 ガイドラインの活用シーン | 1 |
| 2.2 留意事項 | 2 |
| 3 法的根拠 | 2 |
| 4 福祉避難所の対象者 | 2 |
| 第2章 平常時における取組 | 4 |
| 1 実在者を想定した福祉避難所施策の実施 | 4 |
| 1.1 対象者の把握 | 4 |
| 1.2 福祉避難所の対象者に関して、関係者と情報を共有 | 5 |
| 1.3 福祉避難所の対象者の判断基準の策定と共有 | 5 |
| 〔応用編〕 | 6 |
| 2 福祉避難所の確保 | 7 |
| 2.1 福祉避難所として利用可能な施設の把握 | 7 |
| 2.2 福祉避難所の確保 | 8 |
| 〔応用編〕 | 12 |
| 3 福祉避難所の設置・運営体制の構築 | 14 |
| 3.1 福祉避難所の運営に携わる担当別の事前準備 | 14 |
| 3.2 福祉避難所の設置場所別の事前整備 | 15 |
| 〔応用編〕 | 16 |
| 4 福祉避難所における要配慮者の特性に応じた支援体制の構築 | 17 |
| 4.1 要配慮者のスペシャルニーズ、医療ニーズへ対応するための連携確保 | 17 |
| 4.2 物資・器材の確保 | 19 |
| 4.3 移送の安全の確保 | 19 |
| 〔応用編〕 | 20 |
| 5 福祉避難所の円滑な設置に向けた取組 | 21 |
| 5.1 福祉避難所の運営の手引作成 | 21 |
| 5.2 設置・運営訓練、研修等の実施と手引きの改定 | 22 |
| 5.3 福祉避難所に関する知識の普及、周知徹底 | 23 |
| 〔応用編〕 | 24 |
| 第3章 災害時における取組 | 26 |
| 1 福祉避難所の運営体制の整備 | 26 |

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| 1.1 | 災害対策本部における災害時要配慮者支援班の設置 | 26 |
| 1.2 | 福祉避難所内の運営体制を確立..... | 26 |
| 1.3 | 福祉避難所の設置場所別の運営体制の整備、活動支援 | 27 |
| 1.4 | 要配慮者支援連絡会議の開催..... | 28 |
| 2 | 要配慮者の所在確認、福祉避難所の避難者の選定 | 29 |
| | [応用編] | 29 |
| 3 | 福祉避難所の開設 | 31 |
| 3.1 | 福祉避難所の開設と要配慮者の受入..... | 31 |
| 3.2 | 必要書類の作成・管理 | 31 |
| | [応用編] | 32 |
| 4 | 福祉避難所における要配慮者の支援..... | 33 |
| 4.1 | 福祉避難所において介助等の支援を行う人材の配置 | 33 |
| 4.2 | 福祉サービス等の提供 | 34 |
| 4.3 | 資器材等の確保 | 35 |
| 4.4 | 緊急入所等の実施..... | 36 |
| | [応用編] | 37 |
| 5 | 在宅避難をする要配慮者への対応 | 38 |
| 6 | 福祉避難所の解消 | 39 |
| 6.1 | 福祉避難所の開設期間 | 39 |
| 6.2 | 福祉避難所の統廃合、撤収、解消 | 40 |

以下、付属資料を掲載予定〔現在精査中〕

以下、前回共有時から事務局が変更した箇所を赤字にて表記。

第1章 目的、対象範囲等

1 ガイドラインの目的と位置づけ

1.1 目的

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者については、応急的に避難所において保護する必要があるが、特に、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等については、一般的な避難所では生活に支障を来たすため、福祉避難所において何らかの特別な配慮をする必要がある。

このようなことから、本ガイドラインは、災害発生後における福祉避難所の確保・運営にあたって活用でき、かつ、平常時においては、事前対策をはじめ、市区町村等が独自のマニュアル作成に活用できるものとして、作成したものである。

本ガイドラインは、福祉避難所の確保・運営に関して標準的な項目を基本としていることから、各市区町村等において、ガイドラインを参考に独自のガイドライン又はマニュアルを作成することを期待するものである。

1.2 位置づけ

本ガイドラインは、福祉避難所ワーキンググループが、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（平成20年6月）をベースとした検討を行って、新ガイドラインとしてまとめたものである。検討に際しては、東日本大震災の教訓等を踏まえて作成された、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月）に記載された事項を中心に、近年の災害で指摘された課題を反映して整理することを心掛けた。

2 ガイドラインの想定活用方法

2.1 ガイドラインの活用シーン

本ガイドラインは、市区町村等における福祉避難所の確保・運営に関する部局が活用することを想定している。原則として、市区町村等の担当者が対応することが想定されるが、災害の規模等によっては、市区町村のレベルでの対応が難しくなる場合もあることから、都道府県レベルでの対応についても検討が望まれる。

本ガイドラインは、災害発生前と災害発生後の両者において、次のような機能を果たす。

災害発生前においては、福祉避難所の確保・運営に関して、市区町村等のとるべき対応についてのチェックリストとしての機能である。災害発生直後からの実施内容について整理し、そのための準備や取組をチェックするものであるとともに、市区町村等が独自のガイドラインやマニュアルを作成する際の参考になるよう努めた。

災害発生後においては、市区町村等が福祉避難所の確保・運営を行うための指針としての機能である。災害発生直後からの実施内容を整理することにより、迅速・的確な対応を

とることができるように努めた。

2.2 留意事項

本ガイドラインは、多くの市区町村等で活用されるよう、現時点で考えられる標準的な項目について記載している。このため、各市区町村等においては、それぞれの地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生前から、必要となる対策について検討し、独自のガイドラインやマニュアルを作成しておくことが望ましい。また、災害後における復興対策の進捗状況や評価を行うにあたっては、対応すべき項目ごとの実施時期を記載しておくことも有効と考える。

なお、災害時要配慮者（以下、「要配慮者」という。）の避難情報の伝達や避難誘導に関しては、各市区町村等において作成する災害時要配慮者避難支援プランによるものとし、本ガイドラインで扱う福祉避難所の確保・運営に関する事項と併せて活用されることを期待する。

各項において、最低限実施すべき活動をチェックリストとして簡潔に記述し、詳細は「実施にあたってのポイント・留意点」として記述した。こうすることで、担当者が実施事項を確認しやすくし、必要に応じて、活動が求められる背景や具体例を確認できるようにした。なお、関連する法令や事例は、付属資料として巻末に掲載して、担当者が参照できるようにしている。

各項の末尾に、応用的な取組について記述した。これは、既に福祉避難所確保・運営に関する取組が充実している自治体においても、有用な示唆が得られることを目指すものである。

3 法的根拠

災害救助法による救助の実施については、法令及び厚生事務次官通知のほか、厚生省通知災害救助法に基づく基本通知である「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）」によって取り扱うこととなる。

関連する規定については、付属資料を参照のこと。

4 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象は、高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、社会福祉施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者である。

介護認定を受けている者又は被災後に介護認定を受けた者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を図ることになる。

なお、災害時における要配慮者の避難生活場所については、在宅・指定避難所・福祉避

難所・緊急入所先等が考えられるが、避難生活中の要配慮者の身体状態等の変化に留意し、必要に応じて福祉避難所への避難や緊急入所等を図るなど、適切に対応する必要がある。

避難所の運営に当たり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とすることが適切である。

第2章 平常時における取組

1 実在者を想定した福祉避難所施策の実施

1.1 対象者の把握

- 福祉避難所の対象となりうる者の概数を把握している。
- 福祉避難所の対象となりうる者の名簿を作成している。
- 情報はデータベースとして整備している。
- 定期的に登録情報の確認・更新を行っており、最新の情報が保持されている。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

福祉避難所の対象者

- ・ 福祉避難所の対象は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とし、その家族まで含めて差し支えない。
- ・ 具体的には、①身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由等）、②知的障害者、③精神障害者、④高齢者、⑤人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者、⑥妊娠婦、乳幼児、病弱者、傷病者、が考えられる。
- ・ 特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所者は、当該施設で適切に対応されるべきであるので、原則として福祉避難所の対象として予定していないが、緊急かつ一時的に当該対象者が福祉避難所へ避難することを妨げるものではないので、留意すること。

福祉避難所対象者の現況等の把握

- ・ 市区町村は、災害時において、福祉避難所の対象となる者を速やかに福祉避難所に避難させることができるように、平常時から対象者の現況等を把握することが望ましい。
- ・ 現況等の把握にあたっては、以下の資料を参考とすることが望ましい。
 - 既存の台帳、統計の情報
 - 福祉部局が保有する情報
 - 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員からの情報
 - 障害者団体からの情報
- ・ 把握する情報は、①住所、②氏名、③身体の状況、④家族構成（同居の有無を含む）、⑤介助者の状況（昼間・夜間）、⑥緊急時の連絡先、⑦本人の居室の場所、を基本とし、その他の項目については必要に応じて調査を実施する。

福祉避難所対象者の現況等調査の活用

- ・ 福祉避難所対象者の現況等調査結果は、平常時においては福祉避難所確保・運営に関する対策を検討・実施するために活用する。特に、要配慮者の概数をうけて福祉避難所の整備・指定を行うものとする。（詳細は第2章「2 福祉避難所の指定」において記述）
- ・ 災害時においては、安否確認、避難情報の伝達、避難誘導支援、福祉避難所の設置等の対策に活用する。

1.2 福祉避難所の対象者に関して、関係者と情報を共有

- 福祉避難所の対象者に関する情報を扱う範囲や管理体制について整備している。
- 福祉避難所の対象者に関する情報は、市区町村等内の地域福祉の担当と防災担当で共有している。
- 個人情報の取扱について、情報の漏洩・不正使用を防止するための対策を講じるなど、十分に配慮している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

要配慮者の個人情報を扱うことに関する留意事項

- ・ 市区町村等内の福祉担当あるいは防災担当間等での情報共有にあたっては、福祉避難所の対象となる本人又は家族等の理解を得た上で、どの程度の情報を開示して差し支えないかを確認した上で、情報を整理し共有する。

要配慮者に対する地域の支援を引き出すことの重要性

- ・ 災害の初期における要配慮者の避難行動の支援や安否確認には、地域の協力を得ることで迅速かつ充実した要配慮者支援が期待できる。
- ・ 都市部で地縁関係が薄い地域においては、地域における要配慮者の情報が共有されていない可能性が高いことから、特に留意して地域との連携を確保することが望ましい。

1.3 福祉避難所の対象者の判断基準の策定と共有

- 特に高齢者について、災害時に福祉避難所の対象者を適切に判断できるよう、判断基準を設定している。
- 災害時に福祉避難所の対象者を見極めるためのチーム作りを行っている。
- 福祉避難所の対象者を適切に判断できるようなツール類の整備や、教育の実施を行っている。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

地域における福祉避難所対象者の判断基準が活用される想定シーン

- ・ 災害の初期においては、医療従事者、要配慮者の特性に対応する専門家等が地域に不在となる場合が考えられる。この段階から、地域で要配慮者のうち、特別な対応が必要な者の選定を行うことができる望ましい。
- ・ 判断基準は様々なシーンでの活用が考えられる。以下は活用シーンの例。
 - 病院搬送、後方搬送
 - 福祉避難所への搬送
 - 一般避難所での特別な部屋の確保、スペースの割り振り
 - 一般避難所での見守りの充実
 - 一般避難所での配給

〔応用編〕

要配慮者の特性に応じた支援団体との情報共有によって、要配慮者情報を把握する

〔課題意識〕

- ・ 要配慮者に関する情報について、行政が現況を把握しきれない場合も考えられる。要配慮者の特性に応じた支援団体が、これを補完することが期待される。

〔期待される取組〕

- 要配慮者の特性に応じた支援団体と、情報共有の場を設定している。
- 要配慮者に関する情報は、当事者団体の協力を得て共有し、災害時の迅速な対応につなげる。

地域との間に要配慮者の支援体制を構築して、特に災害初期の要配慮者の安全確保につなげる

〔課題意識〕

- ・ 最も身近な地域で要配慮者の支援体制を構築する事で、災害初期あるいは災害の起こる前から要配慮者の安全が確保されることが望ましい。

〔期待される取組〕

- 地域に対して、要配慮者に対する知識や理解の醸成に努めている。
- 地域防災に要配慮者への支援を組み込んで、災害初期の要配慮者支援の体制を構築している。
- 福祉避難所の対象者の判断基準を、防災の要となる地域住民のリーダーと共有している。
- 要配慮者に関する情報は地域で共有し、初期の安否確認、避難行動の支援に活用している。

2 福祉避難所の確保

2.1 福祉避難所として利用可能な施設の把握

- 福祉避難所指定先施設のリストを策定している。
- 福祉避難所として利用可能な施設を、指定の有無に関わらず洗い出して概要を整理している。
- 情報は、災害時に速やかに活用できるよう、データのバックアップや共有化を図っている。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

福祉避難所として利用可能な施設のリスト作成と共有化

- ・ 平常時に福祉避難所の指定に至らない場合であっても、災害時に、指定施設が被災した場合の補完や、想定よりも対象者が増えた場合に対応するため、福祉避難所として利用可能な施設は指定の有無に係らずリストアップしておく。
- ・ 担当者が被災する可能性も考慮して、施設のリストの共有化を行うなど、担当者以外でも対応できるようにしておく。

福祉避難所として利用可能な施設の調査

- ・ 福祉避難所として利用可能な施設としては、社会福祉施設等のように現況において要配慮者の入所が可能な施設のほか、一般の指定避難所のように、現況では福祉避難所としての機能を有していない場合であっても、機能を整備することを前提に利用可能な場合を含むものとする。
- ・ 福祉避難所として利用可能な施設としては、以下の施設が考えられる。
 - 社会福祉施設（入所施設、デイサービスセンター等通所施設）
 - 小・中学校、公民館等指定避難所
 - 宿泊施設（公共・民間）
- ・ 福祉避難所として利用可能な施設の概要として調査し整理すべき事項の例は以下のとおりである。
 - 所在地
 - 名称
 - 所有者・管理者
 - 使用可能なスペースの状況
 - 施設・設備の状況
 - 職員体制

施設タイプ別に福祉避難所として利用する場合のメリット・デメリットを確認する

- ・ 施設を福祉避難所として利用する場合のメリット・デメリット、留意点等について調査し、整理しておくとよい。以下は考えられるメリット、デメリット・留意点等の例である。
- 社会福祉施設（入所施設）
 - ・ メリット
物資・器材、人材が整っているため、災害時において福祉避難所として機能することが可能である
 - ・ デメリット・留意点
福祉避難所として要配慮者を受け入れることによって、本来の入所者の処遇に何らかの支障を来たす可能性がある
- 社会福祉施設（デイサービスセンター等通所施設）
 - ・ メリット
災害時において福祉避難所として機能することが可能である
 - ・ デメリット・留意点
時間経過に伴って復旧・復興が進むと、本来の機能に戻さなければならず、避難が長期化するような場合には、当該施設本来の機能に何らかの支障を来たす可能性がある
- 小・中学校や公民館等
 - ・ メリット
避難所として指定済みの場合が多い
 - ・ デメリット・留意点
器材の準備や人材の確保などで立ち上げに時間がかかる
- 宿泊施設
 - ・ メリット
宿泊機能は既に確保されている
 - ・ デメリット・留意点
福祉サービスを提供する人材の確保・派遣に支障を来たす可能性がある

2.2 福祉避難所の確保

2.2.1 福祉避難所の指定要件、指定目標の設定

- 市区町村内の要配慮者の概数や分布状況を把握している。
- 地域の要配慮者の概数や分布状況や、指定避難所の整備状況等を総合的に勘案して、福祉避難所の指定要件、指定目標を設定している。
- 指定目標は、要配慮者およびその家族の生活圏やコミュニティとのつながりに配慮し、設定している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

地域の要配慮者の状況や支援ニーズに基づく福祉避難所の確保

- ・ 福祉避難所の指定目標、指定要件は、地域の要配慮者の状況や支援ニーズを下に、各市区町村等が定め、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の整備・指定を行うことが期待されている。
- ・ 参考までに、以下に、指定目標、指定要件作成の例を挙げる。

福祉避難所の指定目標の例

- ・ 地域の要配慮者の状況（概数、分布状況）を把握し、これを最大規模の対象数として捉え、その人数の避難を可能とすることを目標とする。
- ・ 福祉避難所の対象となる者の数は状態の変化等によって常に固定しているものではないので、福祉避難所の整備・指定にあたって要配慮者1人当たり面積を設定することも有用である。必要があると判断した場合は、指定目標を設定する際の目安として定めておく。（なお、1人当たり面積については、目標値も実際の面積も市区町村等により様々であるが、概ね2～4m²／人が多い。）

福祉避難所の指定要件の例

- ・ 福祉避難所の指定要件は、施設自体の安全性が確保されていることに加えて、施設内における要配慮者の安全性が確保されていることが必要となる。また、福祉避難所の運営の観点から、専門職の確保が比較的容易であることが望ましい。
 - 施設自体の安全性が確保されていること。
 - ・ 原則として、耐震、耐火構造の建築物であること。[地震、火災]
 - ・ 原則として、土砂災害危険箇所区域外であること。[土砂災害]
 - ・ 浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。[水害]
 - ・ 近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
 - 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。
 - ・ 原則として、バリアフリー化されていること。
 - ・ バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。
 - ・ 要配慮者の避難スペースが確保されていること。
 - ・ 要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。
 - 専門職の確保が比較的容易であること。

- ・ 生活相談職員（詳細はP.33を参照。）の確保という観点から高齢者福祉施設、障害福祉施設及び特別支援学校等の施設（以下、「社会福祉施設等」という。）を活用することが望ましい。
- ・ 都道府県の施設であっても、直ちに指定対象から除外して考えるのではなく、都道府県と適切に連携することが期待される。

要配慮者の状態に応じた避難所の段階的設定の検討

- ・ 要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、福祉避難所を段階的・重層的に設定することも考えられる。
- ・ 福祉避難所を段階的・重層的に設定する場合の例として、例えば以下のような例が考えられる。
 - 地域における身近な福祉避難所としての機能（一般避難所内に設置）
 - ・ 災害時にすぐに避難できる身近な福祉避難所として、指定避難所（小・中学校、公民館等）等の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保することを想定。
 - ・ 専門性の高いサービスは必要としないものの、通常の指定避難所等では、避難生活に困難が生じる要配慮者が避難。
 - ・ 一般避難所における福祉避難所に相当するスペースの設置については、小学校区に1箇所程度の割合で指定することを目標とすることが望ましい。
 - 地域における拠点的な福祉避難所としての機能（一般避難所とは別に設置）
 - ・ 障害の程度の重い者など、より専門性の高いサービスを必要とする要配慮者で、地域における身近な福祉避難所では避難生活が困難な要配慮者を、施設・設備、体制の整った施設に避難させることを想定。
 - ・ 高齢者福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等を想定。

対象者の特性に配慮した福祉避難所の設置

- ・ 対象者の特性に配慮した福祉避難所とは、対象者のニーズ別に分かれた避難所を想定している。例えば高齢者福祉避難所、障害者福祉避難所、妊婦・乳幼児避難所等が考えられる。
- ・ 要配慮者はその心身の特性から、健康な日常生活を送る上で、一定のケアを必要とする（以下、「スペシャルニーズ」）。その為、要配慮者の抱えるスペシャルニーズに着目して、それに対応する事前準備を行うことが望ましい。
- ・ 移動距離、移動時間の短縮化を図るため、なるべく地域での避難が望ましい。ただし、障害者を中心として、要配慮者の抱えるスペシャルニーズによっては、地域で

の避難ではなく抱えるスペシャルニーズ別に特化した避難所での避難が望ましい場合がある点、留意が必要である。

2.2.2 福祉避難所の指定

- 福祉避難所として利用可能な施設に関する情報及び福祉避難所の指定要件等を踏まえて、福祉避難所として指定する施設を選定し指定している。
- 予め指定した福祉避難所のみでは量的に不足すると見込まれる場合は、社会福祉施設等における設置や公的宿泊施設、旅館、ホテル等と協定を締結し借り上げるなど事前に対応している。

2.2.3 福祉避難所指定施設との協定の締結

- 福祉避難所としての指定に際して、福祉避難所として指定する施設との間で、十分に調整を行っている。
- 福祉避難所の確保・運営に関して、福祉避難所として指定する施設との間で、協定書を締結している。
- 協定書では、手続き、福祉避難所での援助の内容・方法、費用負担等について明確にしている。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

平常時に事業者と福祉避難所確保・運営に関する協定を締結しておく

- ・ 市区町村は、発災時に施設等の一部を福祉避難所として利用することについて、予め福祉避難所として指定する施設等を有する事業者と協定を結ぶことが望ましい。
- ・ 広域災害の場合や、スペシャルニーズの程度によっては、域内の福祉避難所での対応が困難となることも考えられることから、域外の福祉避難所等に一時的に要配慮者を避難させることも想定される。そのため、近隣の都道府県及び市区町村並びに関係団体との協力関係の構築が重要となる。
- ・ 特に、大規模災害が発生した場合は、被災地域内の混乱と要配慮者の増大により、人材、物資・器材の確保が極めて困難になると予想されることから、予め対策を検討しておくことが重要となる。
- ・ 特別養護老人ホーム等の入所居住型施設については、災害時において福祉避難所として利用した場合に、入所者の処遇に甚大な支障が生じないかどうか確認する。

2.2.4 福祉避難所指定施設の環境整備

- 施設のバリアフリー化等、福祉避難所指定施設における基本的な施設整備について、充足状況の実態を調査している。

- 福祉避難所指定施設の施設管理者と連携して、指定した施設が福祉避難所として機能するために必要な施設整備を行っている。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

要配慮者が安心して生活できるよう施設を整備しておく

- ・ 福祉避難所の対象者が、状態に応じて安心して生活ができる体制を整備することが適切である。
 - ・ 福祉避難所として機能するための基本的な施設整備の例として、以下。
-
- 施設のバリアフリー化（段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置等）
 - 非常用自家発電機の確保
 - 通風・換気の確保
 - 冷暖房設備の整備
 - 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）
 - その他必要と考えられる施設整備
- ・ 在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者などを受け入れる場合は、電源の確保が必要である。
 - ・ 介護、処置、器具の洗浄等で清潔な水を必要とすることから、水の確保が必要となる。

情報伝達手段の確保

- ・ 福祉避難所において、要配慮者の不安を取り除くとともにニーズを把握するためには、情報を確実に伝達して、コミュニケーションを確保することが重要となる。
- ・ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるように、多様な情報伝達手段を用意することが必要である。
- ・ 福祉避難所には最低限、ラジオとテレビ、筆談用の紙と筆記用具を準備しておく。文字放送対応テレビやファクシミリの確保にも努める。

〔応用編〕

一部の福祉避難所で、要配慮者の抱える特性に特化した福祉避難所の設置を行う

[課題意識]

- ・ 発達障害児者等、要配慮者の抱えるスペシャルニーズによっては、周囲の理解を得ることが難しいこともあることから、同じスペシャルニーズを抱える要配慮者の家族同士で避難することに、一定のニーズが存在する。

- 専門職による支援等が必要な要配慮者を、特定の避難所に集めて避難させることで、専門職の派遣や資器材の提供等を集中的に行うことができる。これによって、より充実した支援が実現できる可能性がある。
- 過去の災害では、抱えるスペシャルニーズのため、避難所での生活は困難と判断して、危険がありながらもやむを得ず在宅避難を選択した例もあった。

[期待される取組]

- 地域の要配慮者の状況を勘案して、要配慮者の特性に特化した福祉避難所を確保している。
- 特に障害者の特性に対応した福祉避難所は、災害の初期から要配慮者が避難できるような場所として設置しており、対象者が設置場所等を知っている。

要配慮者の特性に応じた支援団体等の協力を得て、要配慮者が安心して生活できる環境を整備する

[課題意識]

- 要配慮者の必要とする支援は、要配慮者の抱えるスペシャルニーズ、特性に応じて異なる。支援団体等の協力を得て、要配慮者が安心して生活できる環境を整備するために必要な支援を検討することが期待される。
- 福祉避難所に指定した施設が、要配慮者が安心して生活できる環境にあるか、個別に確認を行って、必要であればより充実した環境にするための整備を支援することが求められる。
- 全ての施設に十分な環境整備を行うことは現実的ではないため、代替手段の検討などを行つておく。

[期待される取組]

- 福祉避難所の対象者の特性や状態に応じて、対象者が安心して生活できる体制について、関係団体と協力して検討している。
- 福祉避難所の指定施設の概要を調査して、指定施設における要配慮者対応の充足レベルを把握している。
- 福祉避難所の指定施設の環境に不足がある場合は、必要な施設整備を行う。
- 一部の要件が不足する環境下でも、対象者が安心して生活できる手段の確保をあらかじめ検討している。

3 福祉避難所の設置・運営体制の構築

3.1 福祉避難所の運営に携わる担当別の事前準備

3.1.1 災害時要配慮者支援班の設置

- 福祉部局を中心とした横断的な組織として、災害時要配慮者支援班を設置している。
- 災害時要配慮者支援班は、要配慮者情報の共有、避難支援プランの策定、防災訓練の計画・実施など、平常時の要配慮者の防災対策策定の中心としての役割を担っている。
- 災害時に災害時要配慮者支援班が災害対策本部の福祉関係部門内に設置されるよう、予め定めている。
- 災害時において福祉避難所の速やかな開設及び運営を行うことができるよう、予め福祉避難所担当職員を指名している。福祉避難所担当職員の指名ができない場合は福祉避難所担当課・係を定めておくなどの体制を整えている。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

災害時要配慮者支援班の役割

- ・ 災害時要配慮者支援班は、平常時から設置しておく。要配慮者に対する避難情報の伝達や避難誘導、安否確認、避難状況の把握等を行う。
- ・ 「災害時要配慮者避難支援計画」の担当部局と、福祉避難所の担当部局は、一致させることが求められる。あるいは、綿密に情報共有をして、避難行動と福祉避難所での対応とが一連のものとして機能するように留意する。

福祉避難所担当職員の指名

- ・ 福祉避難所を設置した場合は、原則として各避難所に市区町村の職員が配置されることになるため、予め福祉避難所担当職員を指名しておく。
- ・ 避難者に対する福祉行政の継続の観点から、福祉避難所担当は福祉部局を中心として、横断的な組織として構成することが望ましい。

3.1.2 関係部局間、保健・医療従事者等との情報共有

- 平常時から市区町村等内の福祉担当あるいは防災担当、保健衛生担当部局等が協力して、「避難所運営準備会議（仮称）」を開催している。
- 「避難所運営準備会議（仮称）」は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、慢性疾患有する者等や在宅者への支援も視野に入れて連携し、災害時の対応や役割分担について決めている。

- 自主防災組織、要配慮者の特性に応じた支援団体、社会福祉施設等の福祉関係者、保健師、医師、看護師等の保健・医療従事者、民生委員、一般ボランティア等をメンバーとする協議会等を設置している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

- ・ 福祉避難所の対象者は高齢者だけでなく、障害者、妊娠婦、乳幼児、慢性疾患有するもの等、多岐に渡ることから、福祉部局内の連携や情報共有も欠かせない点に留意が必要である。

3.1.3 一般ボランティアの受入調整

- 災害時における福祉避難所への一般ボランティアの受入方針について検討している。
- 一般ボランティアに対して、福祉避難所の認知度向上を図る場を設定している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

一般ボランティアの位置付け

- ・ 一般ボランティアとは、専門職によるボランティア活動以外の福祉避難所設置・運営に関するボランティア活動全般を言う。
- ・ 一般ボランティアが活躍する場面は、避難者への救援物資の配布、避難所の運営や炊き出し、要配慮者の安否確認やきめ細かな在宅生活支援等、多岐にわたる。災害時において一般ボランティアが果たしうる役割は極めて大きいことから、一般ボランティアと積極的に連携することが望ましい。
- ・ 一般ボランティアの養成方法として、防災ボランティア養成講座の開催や訓練の実施が想定される。

3.2 福祉避難所の設置場所別の事前整備

3.2.1 一般避難所に、福祉避難所としての機能を有するスペースを設置する場合の準備

- 指定避難所の避難所運営組織の中に、地域住民、有資格者や専門家等から構成される要配慮者班を設置するよう、自主防災組織等に対して指導する。
- 有資格者等を、災害時において要配慮者班として活動するよう働きかける。事前に要配慮者の特性に応じた支援団体、専門職能団体等・事業者と協定を締結するなどの確保策を講じる。
- 避難所内の要配慮者用窓口の設置を、マニュアル等に記述する。
- 様々な福祉避難所の対象者の特性と、それに応じた接し方について、避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修を実施する。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

避難所における要配慮者対応

- ・ 各避難所に要配慮者班を設ける。
- ・ 避難所内に要配慮者用の窓口を設置し、要配慮者からの相談対応や、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施する。

自主防災組織等に対する指導や、有資格者や専門家の確保等

- ・ 地域における身近な福祉避難所は、指定避難所（小・中学校、公民館等）等の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保したものを想定していることから、地域の協力を得て要配慮者班を設置することが望ましい。要配慮者班を設置するよう自主防災組織等に対して事前に指導することが期待される。
- ・ 要配慮者班の構成員として期待される有資格者や専門家等として、具体的には、看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、地域福祉推進委員等があげられる。

3.2.2 福祉避難所の運営体制の事前整備

- 福祉避難所を設置する社会福祉施設等の体制を基本とする。
- 災害時に福祉避難所の設置がスムーズに進むよう、市区町村等の担当者と指定施設の施設管理者は、福祉避難所の設置・運営に関する研修・訓練を定期的に実施する。
- 平常時から関係機関間の連携強化を行って、災害時に福祉避難所担当職員の配置、要配慮者の特性に対応する専門職や一般ボランティアを確保・配置できるようにする。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

福祉避難所の運営の原則

- ・ 地域における拠点的な福祉避難所については、施設・設備、体制の整った社会福祉施設等を想定しているため、当該施設の体制を基本にすることとする。
- ・ 福祉避難所の設置・運営が、福祉避難所設置施設の運営体制を阻害することのないよう、施設管理者や施設職員と十分協議し、対応する必要がある。
- ・ 市区町村は、福祉避難所担当職員の配置、要配慮者の特性に対応する専門職や一般ボランティアの確保・配置を行うことにより、その体制の充実を図るために、平常時から関係機関間の連携強化を図るものとする

〔応用編〕

福祉避難所の設置・運営に関して民間のノウハウを取り入れて対応する。

〔課題意識〕

- ・ 過去の災害では、支援物資の効率的配分ができず、物資が特定の避難所に集中し余る一方で、

必要な所へ行かないといった効率的に配分できない例も見られた。

〔期待される取組〕

- 福祉避難所の設置・運営に関して民間とも連携して、支援物資等の運搬、管理、配分等を行っている。

4 福祉避難所における要配慮者の特性に応じた支援体制の構築

4.1 要配慮者のスペシャルニーズ、医療ニーズへ対応するための連携確保

4.1.1 関係団体、社会福祉施設等との連携強化

- 関係団体・事業者との間で、情報交換や事前協議を図っている。
- 要配慮者の避難生活を支援するために必要となる要配慮者の特性に対応する専門職の確保に関して、支援の要請先リストを整備している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

福祉避難所の運営体制充実・強化のために、関係機関間の連携を強化

- ・ 災害時において速やかに福祉避難所を開設し、要配慮者を保護することが求められる。
- ・ 平常時から、市区町村、都道府県、社会福祉施設、要配慮者の特性に応じた支援団体等との間で、情報交換や事前協議を行うことが期待される。

社会福祉施設等と事前に情報共有をしておくべき事項

- ・ 市区町村が社会福祉施設等と事前に情報共有をしておくべき事項として以下が想定される。
 - 要配慮者のケアに必要な物資・器材
 - 専門的な技術を有する人材の確保
 - 要配慮者の移送手段の確保
 - 緊急入所

関係者間の協力による人材の確保

- ・ 自治体間の相互応援協定による職員派遣のほか、社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員やそのO B、要配慮者の特性に応じた支援団体、専門家・専門職能団体等との連携が考えられる。
- ・ 社会福祉施設等の関係団体・事業者間での協力体制の構築も重要である。団体・事業者同士の協定締結など、事業者間の連携強化を促進する。

域外から支援を受ける事も含めた体制の構築

- ・ 広域災害や災害の性質、要配慮者の有するスペシャルニーズによっては、域内での専門職等の確保が難しい場合も想定される。
- ・ 域外の近隣の都道府県及び市区町村並びに要配慮者の特性に応じた支援団体、専門職能団体等との協力関係を構築する。

4.1.2 医療機関との連携強化

- 医療機関等と積極的に情報共有の場を設けている。
- 平常時から医療機関との連携強化を図っている。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

医療機関から助言を受けるべき事項

- ・ 災害時においては、医療機関との連携により、以下の項目について助言を受けることが望ましい。
 - 福祉避難所での感染症の発生・拡大の防止
 - 感染症が発症した場合の適切な対応

4.1.3 社会福祉施設や、医療機関等との間での緊急入所等の事前協議

- 緊急入所等が可能な施設を把握し、整理している。
- 社会福祉施設や、医療機関及び関係団体と事前に協議を行い、要配慮者の緊急入所等について協定を締結するなどの連携を図っている。
- 域内の社会福祉施設で緊急入所等が対応困難になった場合を想定し、域外での緊急入所等の対応（方針や移送手段等）を検討している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

社会福祉施設への緊急入所等を円滑に実施するための取組

- ・ 在宅での生活の継続が困難な要配慮者や、指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、緊急入所、緊急ショートステイ等で対応する必要がある。
- ・ 緊急入所等については、受入可能施設の情報を整理・更新しておく。また、緊急入所等受入予定施設の施設管理者と十分に調整の上、予め協定を締結しておくなどの準備をする。

医療機関での医療処置や治療を円滑に実施するための取組

- ・要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する必要がある。
- ・平常時から医療機関及び要配慮者の特性に応じた支援団体、専門職能団体等との連携を図る。

4.2 物資・器材の確保

- 要配慮者の特性に対応する支援団体や、職能団体等と協力して、災害時に要配慮者が必要とする物資・器材の洗い出しを行っている。
- 福祉避難所に指定した施設の管理者と連携し、必要な物資・器材の備蓄を図っている。
- 物資・器材の調達先リストを整備し、災害時に活用できるようにしている。
- 災害時において必要とする物資・器材を速やかに確保できるよう、要配慮者の特性に応じた支援団体、専門職能団体等と協定を締結するなどの連携を図っている。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

物資・器材の確保の原則

- ・災害発生当初の段階ですぐに物資・器材を調達することは困難であると想定されることから、一定程度の備蓄に努める。
- ・あわせて災害時において速やかに調達できるよう、協定締結など事前対策を講じておく。

4.3 移送の安全の確保

4.3.1 福祉避難所への移送

- 要配慮者及びその家族、支援者等に対して、災害時における福祉避難所までの避難は各自の責任で行うことについて、周知・教育を行っている。
- 一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援プランを作成している。
- 要配慮者の移送に関して、周辺住民の理解と協力を得られるよう啓発を行っている。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

福祉避難所への移送の原則

- ・自宅から福祉避難所への避難、指定避難所から福祉避難所への避難等については、原則として、要配慮者及びその家族が、自主防災組織、民生委員、支援団体、市区町村の職員等による支援を得て行うこととなる。

4.3.2 福祉避難所からの移送

- 福祉避難所として指定した施設の管理者等と協議して、福祉避難所から入所施設等へ移送が必要となった福祉避難所の対象者の移送方針や計画の策定、移送手段の確保策を検討している。
- 要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、福祉車両、救急車両、一般車両等の調達先リストを整備している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

福祉避難所からの移送の原則

- ・ 福祉避難所間での移送あるいは福祉避難所から緊急に入所施設等へ移送することに関しては、市区町村の責任において、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保する。そのために、福祉車両、救急車両、一般車両等の調達先リストを整備する。

〔応用編〕

災害時に、自治体の域内だけではなく、域外で対応することも検討の視野に入れて、要配慮者対応を構築

〔課題意識〕

- ・ 電気や水等、必要な環境が整っていて安定した環境である被災地外に要配慮者が避難することで、より充実した環境下での要配慮者対応が可能となる場合がある。
- ・ 被災地内では、要配慮者に対応する専門職の確保が難しい場合がある。

〔期待される取組〕

- 域外の福祉避難所等での要配慮者の一時的な避難に備えて、近隣の都道府県及び市区町村並びに関係団体との協力関係を構築する。
- 被災生活が長期にわたると想定される場合、希望に応じて被災地外の適切な施設等に避難させることについて、他の市区町村等と協定を締結することが望ましい。

要配慮者の特性に応じた支援団体や社会福祉施設との連携強化

〔課題意識〕

- ・ 要配慮者の必要とする支援は、要配慮者の抱えるスペシャルニーズ、特性ごとに異なる。要配慮者の特性に応じた支援団体等の協力を得ることで、災害時における要配慮者への支援を充実させることが期待される。

〔期待される取組〕

- 要配慮者の特性に応じた災害時の対応が行えるように、情報交換を行っている。
- 災害時に人的・物的支援を受けるため、域内・外の関係団体・事業者のリストを作成している。
- 災害時に人的・物的支援を受けるため、域内・外の関係団体・事業者と協定を締結している。
- 都道府県、関係団体及び事業者間の連携強化を促進している。

5 福祉避難所の円滑な設置に向けた取組

5.1 福祉避難所の運営の手引作成

- 各市区町村等において、本ガイドラインを活用しつつ、独自の手引（マニュアル）（以下、「手引」という。）を作成している。
- 福祉避難所の開設基準を明確化し、手引きに示している。
- 避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を手引きに示している。
- 手引の付属資料として、申請書等の様式集を準備しておき、災害時に事業所や関係者が使用できるようにしている。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

手引き作成の目的

- ・ 手引を作成する際には、地域の特性や実情、庁内体制、既存関係計画等を踏まえて、独自の手引を作成しておくことが重要である。
- ・ 福祉避難所の設置・運営に関する事前の準備を推進し、災害時に速やかに対応できるようにする。
- ・ 手引の作成によって、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう目指す。

福祉避難所の開設基準の明確化

- ・ 市区町村は災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、指定避難所に避難してきた者で福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合、福祉避難所を開設する。
- ・ 福祉避難所の開設基準を明確にしておき、福祉避難所指定施設との間で共有化することで、福祉避難所指定施設が判断基準に従って自立的に福祉避難所を開設できる環境を整えることが望ましい。

福祉避難所設置・運営に関する基本的な対応がわかる手引きとする

- ・ 手引には、具体的な実施内容、実施時期、組織体制・担当部署、都道府県と市区町村の役割分担を明記するとともに、関係協定・関係書式等を入れ込んでおき、その1冊を見れば基本的な対応は可能になるようにしておくべきである。
- ・ ページ数の多い手引は活用し難いため、わかりやすい手引の整備が必要である。
- ・ 予め決められた福祉避難所担当職員が被災することも想定し、市区町村等の福祉避難所担当職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるよう留意する。

5.2 設置・運営訓練、研修等の実施と手引きの改定

- 市区町村の福祉難所担当職員および、福祉避難所の指定社会福祉施設等職員を対象とした研修を実施している。
- 市区町村等職員、地域住民、要配慮者、社会福祉施設等、幅広い関係者が参加する実践型の福祉避難所の設置・運営訓練を企画し、実施している。
- 訓練を定期的に行っている。
- 訓練の結果を総括し、福祉避難所の設置・運営等にかかる対策の検討・立案に役立てている。
- 要配慮者の避難支援訓練と、福祉避難所の設置・運営訓練を、セットで行っている。
- 定期的な訓練の結果を踏まえて、手引の改訂を隨時行っている。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

市区町村の職員や福祉避難所指定施設の事業者を対象とした図上訓練や研修会の実施

- ・ 職員研修の一環として、災害対応、災害救助、福祉避難所の設置・運営、要配慮者支援に関する研修会を実施することが重要である。
- ・ 災害時を想定した訓練を行って、福祉避難所の設置・運営に関する様々な取組事項が円滑に実施されるよう備えることが必要である。訓練では、要配慮者等への確実な情報伝達、物資の提供等の実施方法について確認をする。
- ・ 福祉避難所の設置・運営訓練の一部として、市区町村等職員と福祉避難所に指定されている社会福祉施設等の事業者等が、発災から福祉避難所の開設、運営までの具体的な手順を確認できるような訓練を実施することも有効である。
- ・ 訓練結果を参加者が振り返って、実施体制やマニュアル等を検証し、その改善・充実に役立てることが重要である。

地域住民等を対象とした、要配慮者支援対策に関する研修会等の実施

- ・ 要配慮者に対する地域住民の理解と協力が不可欠であり、あらゆる機会を通じて、学習や交流の場を設けることが重要である。

- ・ 地域住民等が地域における要配慮者支援のあり方について考える機会を提供することが必要である。例えば、研修会、勉強会の開催や、まち歩きや防災点検などワークショップや図上訓練等の場の設定が考えられる。
- ・ 地域住民と要配慮者等が協働で参加することができる要配慮者避難訓練の実施も重要である。この場合、モデル地区を設定し、次第にその取組を全般的に拡充していくことも有効と考えられる。

5.3 福祉避難所に関する知識の普及、周知徹底

- 要配慮者対策や防災対策、福祉避難所の目的やルール等に関する知識を普及する。
- 要配慮者及びその家族、自主防災組織、要配慮者の特性に応じた支援団体等に対して、福祉避難所の周知徹底を図る。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

福祉避難所に関する知識の普及、周知徹底の対象者

- ・ 災害時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、平常時から要配慮者本人やその家族、支援者、福祉・保健・医療関係者等に、要配慮者対策や防災対策、福祉避難所の目的やルール等に関する知識を普及する。
- ・ 災害時に福祉避難所の運営に関して一般ボランティアの協力が得られるように、一般ボランティアの募集の場等を活用して、周知、啓発を検討する。

要配慮者の特性を考慮した情報提供の実施

- ・ 福祉避難所の対象者である要配慮者は情報の取得の仕方、感度が一般とは異なる場合も多い。福祉避難所の周知にあたっては、多様な媒体、手段を組み合わせた周知が求められる。
- ・ 要配慮者とその家族に対する周知においては、単なる広報活動だけでなく、民生委員や保健師の活動、要配慮者の特性に応じた支援団体を通じて周知を図ることも有用である。
- ・ 広報紙やホームページの活用、パンフレットやハザードマップの作成、生涯学習の場の活用、イベントの開催など、あらゆる機会を通じて知識の普及啓発を図る。
- ・ パンフレットやハザードマップ等を作成するにあたっては、点字、音声、イラストを用いたり、文字を大きくするなど、要配慮者が理解しやすいよう工夫を図ることが求められる。
- ・ 災害時には、服薬情報や平常時に受けていた福祉サービス等の情報が不足する結果、スムーズに医療・福祉サービスが受けられないケースが存在する。災害時に要配慮者が必要とする支援について、本人や家族、支援者が情報を伝えられるようお薬手帳等を持ち出すことや、その他の情報を記録して整理するなどの啓発を行う。

〔応用編〕

福祉避難所の早期開設にむけた指定施設への働きかけの実施

〔課題意識〕

- ・ 避難によって生じる環境の変化が、心身に与える影響を考慮すると、要配慮者が初期の段階から福祉避難所として整備された施設に避難することが望ましい。
- ・ 早期から福祉避難所を立ち上げることに対して、福祉避難所の指定施設等の理解を得る取組が求められる。
- ・ また、早期に福祉避難所を立ち上げるためにには、福祉避難所として整備された施設が市区町村等の指示を待たなくとも、福祉避難所開設に向けて自立的に行動するような意識付けど、手順等の確認が必要となる。

〔期待される取組〕

- 福祉避難所が災害時に早期に開設されるよう、社会福祉施設等指定施設に対する事前の依頼と開設のための訓練の充実を行っている。
- 災害救助法の適用対象となるような災害が予期される場合には、災害が発生する前に、社会福祉施設等指定施設に対して、福祉避難所の早期開設を要請しておく。

広域での対応を想定した、都道府県レベルでの対応マニュアルの策定が期待される

〔課題意識〕

- ・ 福祉避難所の設置・運営は、市区町村での対応が前提となる
- ・ 災害の種類や規模、要配慮者の特性によっては、被災した市区町村内での対応が難しい場合がある。その場合に必要な支援を都道府県レベルで調整できれば、要配慮者対応が充実すると考えられる。
- ・ 現時点では災害対応に関して、都道府県レベルで対応を行っている地域は限定的であり、広域での対応を想定した都道府県レベルでの対応検討が期待される。

〔期待される取組〕

- 市区町村が都道府県と連携をとって、要配慮者対策に関する情報交換を行っている。
- 都道府県が災害時における要配慮者対応マニュアルの作成を行っている。
- 都道府県が都道府県をまたぐ場合の対応についての検討を行っており、近隣の都道府県との調整を行っている。

福祉避難所に関して、要配慮者が必要な知識を得られるように支援

〔課題意識〕

- ・ 過去の災害では、福祉避難所の存在や位置付け等について要配慮者が十分に理解しておらず、適切な避難が行われないケースや、必要な支援が受けられないケースが見られた。

- 要配慮者が福祉避難所の存在や位置付けについて知り、必要な支援を受けられるようにすることが重要である。

[期待される取組]

- 福祉避難所の対象者となりうる要配慮者に対して、福祉避難所の位置づけや役割、機能などを周知している。
- 要配慮者が福祉避難所の対象者となった場合に適切な避難行動がされるように周知している。

福祉避難所に関して、地域住民が必要な知識を得られるように支援

[課題意識]

- 福祉避難所の対象は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者である。福祉避難所は地域住民の避難生活の支援を行う場所ではないこと等を平常時から周知することで、災害時のコミュニケーションの行き違いを防ぐことが求められる。
- 要配慮者に特別な対応をすることの必要性について、地域住民の理解を得ることも必要となる。
- 地域で要配慮者を支援することについて、地域住民からの支援を得られるような環境づくりが求められる。

[期待される取組]

- 広報活動や訓練を通して広く住民に福祉避難所について周知を図り、理解と協力を求めていく。
- 住民のリーダー等を中心として、地域で要配慮者に対応できる環境を整えている。

第3章 災害時における取組

1 福祉避難所の運営体制の整備

1.1 災害対策本部における災害時要配慮者支援班の設置

- 災害対策本部の福祉関係部門内に要配慮者支援班を設置している。
- 要配慮者支援班は、要配慮者に対する避難情報の伝達や避難誘導、安否確認・避難状況の把握等を行っている。

1.2 福祉避難所内の運営体制を確立

1.2.1 福祉避難所担当職員の配置

- 福祉避難所に福祉避難所担当職員を派遣している。
- 福祉避難所担当職員の交代要員を確保している
- 福祉避難所設置施設の施設管理者等の協力を得て、福祉避難所担当職員が派遣できない状況が生じても対応できるようにしている。
- 自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力を得て福祉避難所を運営している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

福祉避難所の運営体制の構築

- ・ 当面は24時間対応が必要な場合も考えられることから、福祉避難所担当職員の交代要員の確保が重要となる。
- ・ 大規模災害発生当初には、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、福祉避難所設置施設の施設管理者等の協力を得て対応を図る必要がある。
- ・ 地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、避難所の管理運営に当たらせる。また、指定避難所の避難所運営組織の中に要配慮者班を設置している場合は、避難所の管理運営に当たるとともに、福祉避難所運営組織とも連携を図る。
- ・ 地域における拠点的な福祉避難所については、福祉避難所設置施設の施設管理者に福祉避難所の管理運営等を委託することになるが、当該施設の入居者の処遇に支障を生じたり、施設の運営体制を阻害したりすることがないよう、必要な支援を行う必要がある。

1.2.2 一般ボランティアの活用

- 避難所の運営にあたって、地域住民や一般ボランティアの協力を得ている。
- 一般ボランティアの市区町村等の窓口と一般ボランティア活動の連絡・調整（コーディネート）組織を明確に定めている。
- 一般ボランティア受入のための市区町村等の窓口等の周知を図っている。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

一般ボランティア受入のための準備

- ・ 一般ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れができるよう、一般ボランティアの市区町村等の窓口と一般ボランティア活動の連絡・調整（コーディネート）組織を明確に定め、その周知を図る。

1.3 福祉避難所の設置場所別の運営体制の整備、活動支援

1.3.1 地域における身近な福祉避難所の運営体制の整備、活動支援（一般避難所に設置）

- 地域における身近な福祉避難所に要配慮者班を設置している。
- 事前に把握している有資格者や専門家等の情報、事前協定締結団体・事業者及び他の市区町村等への職員派遣の要請により、有資格者等を要配慮者班に確保している。
- 要配慮者班は、要配慮者からの相談等に対応するとともに、避難所では対応できないニーズについて、市区町村の災害時要配慮者支援班に迅速に要請している。
- 市区町村では対応できないものについて、速やかに都道府県、国等に要請している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

災害時の限られた資源での、要配慮者対応のポイント

- ・ 要配慮者班を設置して、要配慮者のニーズを吸い上げ、避難所運営の中で要配慮者対応が充実される体制を構築する。
- ・ 大規模災害時、避難所のスペース、支援物資等が限られた状況においては、全ての避難者又は要配慮者に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのは難しい。介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけた対応が求められる。
- ・ 平常時から市区町村の災害時要配慮者支援班、避難所の施設管理者、避難所の要配慮者班は、要配慮者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法について確認しておく。

要配慮者対応に関して地域の理解を得る

- ・ 福祉避難所の責任者は、要配慮者班の意見を十分踏まえた上で、適切に対応していくとともに、避難所における要配慮者支援に関する地域住民の理解を深めておく。

要配慮者のニーズ例

- ・ 市区町村では対応できないニーズの例として以下が考えられる。
 - 要配慮者の特性に対応する専門職の確保（介護職員、手話通訳者、要約筆記者、点字ボランティア、音訳ボランティア等の応援派遣）
 - 物品の調達（医薬品、福祉用具、マット・畳等）

1.3.2 地域における拠点的な福祉避難所の運営体制の整備、活動支援（一般避難所以外に設置）

- 福祉避難所と災害対策本部等との連絡調整、一般ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置している。
- 福祉避難所への専門的人材や一般ボランティアの配置を行っている。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

福祉避難所を設置した社会福祉施設内部の事業環境を適切に確保するための取組

- ・ 福祉避難所の開設によって、入居者の処遇に支障を生じたり、施設の運営体制を阻害したりすることがないよう、十分に配慮する必要がある。
- ・ 施設管理者に福祉避難所の管理運営等を委託することになるが、当該施設の入居者の処遇に支障を生じたり、施設の運営体制を阻害したりすることがないよう、必要な支援を行う。

1.3.3 要配慮者を域外へ避難させる場合

- 広域災害や災害の性質、要配慮者の有するスペシャルニーズによっては、域内での専門職等の確保が難しい場合も想定されることから、域外への避難（域外での福祉避難所の設置の要請）を検討している。
- 域内の社会福祉施設で緊急入所等が対応困難になった場合、域外での緊急入所等の対応（方針や移送手段等）を検討している。
- 被災生活が長期にわたると想定される場合、希望に応じて被災地外の適切な施設等に避難させることを検討している。

1.4 要配慮者支援連絡会議の開催

- 要配慮者支援連絡会議を適宜開催して、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有している。
- 関係機関等に対して、要配慮者支援連絡会議への職員派遣を要請している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

要配慮者支援連絡会議の運営のポイント

- ・ 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、要配慮者支援連絡会議を適宜開催することが必要である。
- ・ 要配慮者支援連絡会議には、関係機関等の職員が参加して、支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを共有して、調整を行うことが重要である。その為に、支援活動の状況を把握して、外部からの支援受入の調整を担当できる者が派遣されることが望ましく、場合によっては関係機関等への働きかけが重要となる。
- ・ 特に、福祉避難所設置施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等において、緊密な連絡をとることが重要である。

2 要配慮者の所在確認、福祉避難所の避難者の選定

- 災害が発生し又は発生のおそれがある場合に、予め作成したリストに基づき、要配慮者の所在確認を実施している。
- 一般避難所への避難者の中から、基準に基づいて福祉避難所への避難が必要な避難者を抽出している。
- 本人およびその家族との面談を通じて、福祉避難所への避難を促している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

要配慮者の所在確認のポイント

- ・ 要配慮者の迅速な所在確認のためには、予め指定した避難所別に要配慮者リストを作成しておき、地域住民の手で、要配慮者の所在を調査することも考えられる。

要配慮者選定の留意事項

- ・ 災害の規模等によって避難が長期化する場合、特に高齢者を中心として、要配慮者の状態の悪化が懸念される。
- ・ 一般避難所の運営班は、要配慮者の状態の変化に留意して、必要に応じて福祉避難所への搬送、福祉施設への緊急入所、病院への入院等を検討することが必要である。

〔応用編〕

支援団体、地域との連携によって、災害時の要配慮者の所在確認を迅速かつ円滑に実施

〔課題意識〕

- ・ 要配慮者別に所在確認するためには、要配慮者に関する情報を有しているものが、個別に問

い合わせを行って情報を確認する必要がある。

- ・ 災害初期には、行政は災害対応全般を行っており、要配慮者の安否確認が迅速に行われない可能性がある。要配慮者の特性に応じた支援団体が中心となって、災害初期の要配慮者に関する安否確認を行うことが期待される。
- ・ 災害の初期から要配慮者の特性に応じた支援団体が、要配慮者と接点を持つことで、要配慮者のニーズを細やかに吸い上げることが期待できる。これによって、行政は要配慮者に対する支援の実現に注力することができる。
- ・ 所在確認とともに、要配慮者の状態を把握することが望ましいが、要配慮者の個別のニーズを把握するためには、一定以上の知識や経験等を有することが求められる。この期待に応えるため、支援団体や地域福祉の担い手の協力を得ることが期待される。

[期待される取組]

- 要配慮者の特性に対応する支援団体の協力を得ている。
- 民生委員等の地域の協力を得て、災害初期の段階から要配慮者の所在や状態について把握を行っている。

在宅避難者の所在についてもリスト化し、被災後の生活に必要な支援の検討を行う

[課題意識]

- ・ 避難所だけでなく在宅避難を選択した要配慮者の所在を把握することで、必要な支援が行われるように留意することが期待される。
- ・ 支援物資等は、避難所に届けられ避難所で分配されることが多い。その為、在宅避難を選択した被災者への支援が十分でない場合が考えられる。
- ・ 在宅避難を選択した要配慮者のニーズ把握や情報提供は、マスメディア等を通じた広報ではなく、民生員等を通じて個別的に行わないと十分に伝わらない場合が考えられる。

[期待される取組]

- 在宅での避難を選択した者を把握して、リスト化している。
- 在宅避難者に対しても医薬品や生活用品、飲食物等が提供されるよう、在宅避難者に対して情報を提供している。
- 必要があれば、民生委員等の協力を得て、在宅避難者に対する個別訪問等を実施して、在宅避難者のニーズ把握や物資の提供等を行う。

3 福祉避難所の開設

3.1 福祉避難所の開設と要配慮者の受入

- 福祉避難所の受入体制が整い次第、福祉避難所の対象となる者を受け入れている。
- 市区町村等の職員はもとより、要配慮者及びその家族、自主防災組織、地域住民、要配慮者の特性に応じた支援団体等に速やかに福祉避難所の場所等を周知している。
- 予め指定した福祉避難所では不足する場合、内閣総理大臣と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等によって福祉避難所を開設している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

福祉避難所における避難者受入の留意点

- ・ 福祉避難所には、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を優先して受け入れる必要があることから、健常の避難者は受け入れないようにする。
- ・ ただし、福祉避難所の避難者の家族や介護等の支援を行う者は、避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させて差し支えない。
- ・ 複数の福祉避難所を開設した場合、市区町村等が主体となって福祉避難所の避難者と福祉避難所のマッチングを実施することが期待される。

指定施設以外で福祉避難所を設置する場合の留意点

- ・ 福祉避難所に予め指定された施設以外の施設が福祉避難所として利用される場合もある。その場合には、受入施設側の備えが十分でないことに留意して、事務支援を含む受入支援を行う必要がある。

3.2 必要書類の作成・管理

- 福祉避難所の設置・運営に関して必要な書類を作成し、管理している。
- 福祉避難所に避難している避難者の名簿を作成している。
- 避難者名簿を隨時更新している。
- 市区町村は、都道府県に避難者名簿を報告している。
- 要配慮者の所在に関する情報を、都道府県、市区町村の災害対策本部に集約し、関係者間で共有している。
- 災害救助法が適用された場合、福祉避難所を設置した社会福祉施設等が負担した費用について支援を受けるために必要な情報等を整理して、書類を作成することができるよう支援している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

避難所の設置・開設に必要な書類類の整備

- ・ 避難所には避難者の把握や物資等の管理のために、次の書類、帳簿等を整備し、保存しておく必要がある。
 - 避難者名簿
 - 救助実施記録日計票
 - 避難所用物資受払簿
 - 避難所設置及び避難者人数の状況
 - 避難所設置に要した支払証拠書類
 - 避難所設置に要した物品受払証拠書類
- ・ 福祉避難所に避難している要配慮者の状況等を把握するため、避難者名簿を作成する。福祉サービスの利用意向、応急仮設住宅への入居、住宅の再建意向について継続的に把握する。
- ・ 生活相談職員（詳細は、P.33を参照。）の出勤簿についても整備、保存しておくとよい。

〔応用編〕

要配慮者の特性に応じた最適な福祉避難所の提供

〔課題意識〕

- ・ 要配慮者の特性を考慮して、福祉避難所への避難の調整を行うことが必要になる。
- ・ 最適な環境に移ることが、要配慮者にとって最善の策といえない場合がある。要配慮者の特性によっては、環境変化が心身に与える影響が大きい場合や、避難行動が要配慮者の状態を悪化させる場合がある。場合によっては環境変化を生じさせないことを優先して、既に避難している先での支援の充実を検討することも必要になる。

〔期待される取組〕

- 要配慮者の特性に応じた最適な福祉避難所を予め設定しておき、要配慮者とその家族、要配慮者の特性に応じた支援団体等に周知している。
- 災害後、複数の福祉避難所を開設した場合に、要配慮者の抱えるスペシャルニーズ別、症状の重さ別、受入人数別等で、市区町村等によるマッチングを実施している。
- 既に要配慮者が避難している場合には、移動に伴う負担や、避難生活の環境変化が要配慮者の状態にもたらす影響、要配慮者の特性に応じた専門的支援の人的・物的配置の困難さ等をかんがみて、特定の特性に特化した福祉避難所の設置を行うか、既に避難している先での支援を充実させるか検討している。

4 福祉避難所における要配慮者の支援

4.1 福祉避難所において介助等の支援を行う人材の配置

4.1.1 生活相談職員の配置

- 福祉避難所に、概ね10人の避難者に1人の生活相談職員等を配置している。
- 福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、介護保険法等により提供される介護を行う者（ホームヘルパー等）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

生活相談職員の配置に関する費用の負担

- ・ 生活相談職員とは、要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者をいう。
- ・ 災害救助法が適用された場合において、都道府県又はその委任を受けた市区町村が福祉避難所を設置した場合、概ね10人の避難者に1人の生活相談職員の配置について国庫負担を受けることができる。

4.1.2 専門職による支援

- 避難に介助等を要するものの対応について、必要に応じて過度の負担とならない範囲で福祉避難所を設置する施設等の協力を得ている。
- 対象者の状態等を鑑み、介護を行う者（ホームヘルパー等）、手話通訳者、通訳介助者等の必要な職員の応援派遣を要請している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

福祉避難所の避難者に対する支援の原則

- ・ 福祉避難所で介助等を要する者の対応は、家族、民生委員、地域住民、市区町村等職員等が協力して行うことが原則となる。
- ・ 福祉避難所の避難者に対する、介助等の専門的な支援が必要となることも想定されることから、必要に応じて、福祉避難所を設置する施設等の協力を得て対応を行うことが求められる。

専門職派遣に際して、職能団体等による人的支援スキームを活用

- ・ 医師や看護師等の医療関係者や、社会福祉士等の専門職種については、別途、全国単位や都道府県単位で職能団体が独自の人的支援スキームを設けている場合もある。都道府県と連携し、これらを適切に活用し、対応することが求められる。

4.2 福祉サービス等の提供

4.2.1 福祉避難所の避難者へのサービス提供

- 福祉サービス事業者、保健師、民生委員等と連携を図り、福祉避難所に避難している避難者に対して必要な福祉サービスを提供している。
- 災害により身体的・精神的負担を受け、症状・状態が悪化する可能性もあることから、福祉避難所に避難している避難者の状態に十分に注意している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

平常時において受けている医療・福祉サービスの継続

- ・ 福祉避難所の避難者は、多様なニーズを抱える。
- ・ 避難者が災害発生前に受けている個別のニーズに合った福祉サービスや医療について、人や家族等から聞き取りを行って、災害後も継続的に受けることができるよう対応を図ることが重要である。

福祉サービス提供に際しての留意事項

- ・ 福祉避難所の避難者は、災害前は自宅で暮らしていたことが前提となる。福祉サービスの提供にあたっては、避難者が被災前に有していた自立する能力を損なわないような形で支援が行われるよう留意する必要がある。
- ・ なお、福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は、福祉各法による実施を想定しており、災害救助法による救助の対象外となる。

4.2.2 福祉避難所の避難者への情報提供

- 障害者への情報提供に当たり、障害者（支援）団体等と連携して、情報提供を行っている。特に視覚障害者をサポートする人員の配置等について配慮をしている。
- 視覚障害者、聴覚障害者、盲ろう者等に対して、福祉避難所を出た後の生活再建のための情報を得られる環境・場の設定や体制作りを検討している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

要配慮者の状態に応じた情報伝達の伝達方法、伝達内容の工夫

- ・ 障害者等には情報が伝達されにくいうことから、避難者の状態に応じ、例えば、次の方法によるなど伝達の方法を工夫すること。

- 聴覚障害者：掲示板、ファクシミリ、手話通訳や要約筆記、文字放送等
- 視覚障害者：点字、音声等
- 盲ろう者：指点字、手書き文字等
- 知的障害者、精神障害者、発達障害者、認知症者：分かりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示等
- ・ 視覚障害者、聴覚障害者、盲ろう者は、仮設住宅、就労支援等の自立に向けた支援等の情報の取得が難しい面がある。そのため、福祉避難所を出た後の生活再建のための情報提供に工夫が求められる。例えば、被災地における障害者団体のコミュニティ等を通じた情報提供や、環境・場の設定や体制作りが考えられる。

4.2.3 福祉避難所の避難者のニーズ把握

- 福祉避難所の避難者自身の意思を尊重することを重視し、避難者が自ら自分の状態に関する情報を発信できるように配慮している。
- 様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置している。
- 把握した避難者のニーズについて、福祉避難所において対応できない場合、必要に応じ、避難所の責任者から市区町村等へ、市区町村等でも対応できない場合は、都道府県へと適切に伝えていく仕組みを構築している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

要配慮者のニーズ把握のポイント

- ・ 福祉避難所の避難者本人が適切に意思を伝えられない可能性があることから、家族や支援者と十分な連携を行う。
- ・ 福祉避難所の避難者が自ら自分の状態に関する情報を発信できるように配慮するための工夫として、周囲の避難者に対して支援して欲しいこと、知っておいて欲しいことを記したカード等を活用した情報発信の環境づくりをすることなどがあげられる。

4.3 資器材等の確保

- 福祉避難所に、要配慮者の抱えるスペシャルニーズに対応するための福祉用具を備えている。
- 人工呼吸器を使用しなければいけない難病患者・障害者がいる場合、優先的に非常用発電機を使用できる環境を整備している。
- 物資・器材の調達先リストを元に、資器材等の調達を行っている。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

資器材等の確保

- ・ 要配慮者は、その特性に応じて健康で安全な生活を送るために、福祉用具等が必要になる場合がある。
- ・ 物資・器材の調達に際しては、平常時に用意した物資・器材の調達先リストに基づいた調達を実施する。要配慮者の特性に応じた支援団体、専門職能団体等と連携して、対応することが望ましい。
- ・ 要配慮者の抱えるスペシャルニーズに対応するために確保すべき福祉用具の例として以下。

>器物

ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、パーティション等

>消耗器材

紙おむつ、ストーマ用装具等

福祉用具等の購入に対する費用負担

- ・ 災害救助法が適用された場合において、ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の費用について国庫負担を受けることができる。

4.4 緊急入所等の実施

- 専門施設での介助等が必要となった要配慮者に対して、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応している。
- 福祉避難所の避難者が症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合、医療機関に移送している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

緊急入所等の場合の受入調整

- ・ 災害後の状況変化によって、要配慮者の状態が悪化して、専門の施設でのケアが必要となって、社会福祉施設等へ緊急入所する場合がある。医療処置が必要な場合は、医療機関への移送が必要となる。
- ・ 緊急入所等の必要に迫られた場合は、市区町村と社会福祉施設等の事前協定等に基づいて、受け入れ先の調整を行う。
- ・ 域内で緊急入所等が対応困難になった場合は、都道府県において緊急入所施設の確保・調整等の対応を図る。

緊急入所等の実施

- ・ 地域における身近な福祉避難所から地域における拠点的な福祉避難所への移送（福祉避難所間での移送）、あるいは福祉避難所から緊急に入所施設等へ移送することに関しては、市区町村等の責任において、避難者の状態に配慮した適切な移送手段を確保する。
- ・ 福祉車両、救急車両、一般車両等の調達先リストを整備して、移送等に備えることが必要になる。

〔応用編〕

福祉避難所に対する外部からの支援の受入

〔課題意識〕

- ・ 福祉避難所への要配慮者の受入によって、福祉避難所を設置する施設のマンパワーや資器材等が不足することが考えられる。
- ・ 周辺自治体や支援団体等外部からの支援を引き出して、福祉避難所設置施設に対する支援を行うことが求められる。
- ・ 過去の災害の例からは、災害の当初においては、外部からの支援が充実するが、時間が経つにつれて外部からの支援が少なくなる傾向がある。このような時期にあっても外部からの支援が継続的に受けられるような調整が必要となる。
- ・ 被災地支援においては、必ず地域福祉の担い手が被災地支援のコーディネートで重要な役割を担うように留意する必要がある。災害後、平常時に戻るについて、地域福祉の観点からの支援の重要性が増すこととなる。避難者に対する支援が継続して行われるように、地域福祉の担い手が中心となった支援体制を構築することが重要である。

〔期待される取組〕

- 福祉避難所の設置や要配慮者の支援に対して、周辺の自治体や要配慮者の特性ごとの支援団体等、外部の支援を受け入れている。
- 外部からの支援を受け入れる場合であっても、災害後の地域福祉継続の観点から、地域における地域福祉の担い手（保健師、民生委員、地域の支援団体、地域の医療関係者等）を中心とした支援体制を構築している。

要配慮者に関する収集すべき情報項目の統一と、関係者間での情報共有

〔課題意識〕

- ・ 災害後の現場では、多様なバッグルンドをもつ支援者が活動することとなる。そのため、工夫をこらさないと、統一した情報収集や情報の共有が難しい事態が発生する。
- ・ 市区町村が、現場から必要な情報を収集して災害時の要配慮者対策に活用するためあるいは、

現場で効率的に情報共有が行われ、適切な支援が実施されるためにも、要配慮者に関して収集すべき情報項目を統一して対応することが求められる。

〔期待される取組〕

- 地域全体で要配慮者の状態把握のための様式を共有して、要配慮者に関して収集すべき情報項目を統一している。
- 様式の策定と共有は平常時に行っておき、支援者間で共有している。
- 支援者間で情報共有の場を設定するなどして、要配慮者の情報や要配慮者に対する支援の状況について、最新の情報を共有している。
- 要配慮者に関して得られた情報を市区町村で集約して、要配慮者に対する支援の検討材料としている。

福祉避難所を設置した社会福祉施設等の通常の利用者や市民の感情に配慮する

〔課題意識〕

- ・ 要配慮者に対する支援を充実させることで、その他の市民との間に不公平感が生じる場合が考えられる。
- ・ 利用者や市民に対して十分な説明を行うことで、理解を求めるとともに、これらの市民もまた、必要な支援が受けられる環境を整えることが求められる。

〔期待される取組〕

- 福祉避難所を設置した社会福祉施設等の通常の利用者や市民に対して十分な説明の機会を設けて、要配慮者に対する支援について理解を求めている。
- 福祉避難所を設置した社会福祉施設等の通常の利用者に対する支援に支障が出ないよう、人的・物的な支援を実施している。

5 在宅避難をする要配慮者への対応

- 福祉避難所は、在宅避難を選択した要配慮者に対する支援拠点としての機能を有するものとして設置している。
- 災対法第90条の3に基づき作成する被災者台帳の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点として支援を行っている。
- 在宅での避難生活を余儀なくされた者に対して、自治会や市区町村等の職員等の見守り機能を充実させている。
- 在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障を来たす者などの把握及び必要物資の

提供について、市区町村等内の福祉担当あるいは防災担当、・団体等と連携を図り特に配慮している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

在宅避難者への支援の例

- ・ 在宅避難者に対する支援拠点の機能として、以下が考えられる。
 - 情報発信の場所
 - 当該被災者が情報を収集する場所
 - 在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所
- ・ 在宅避難をする要配慮者等に対してサービスの提供が行き届くよう、必要な措置を講じること。要配慮者等のニーズの例として、以下が考えられる。
 - 情報
 - 紙おむつや生理用品等、衛生用品
 - 食物アレルギー対応の食材、介護食・嚥下食・流動食・医療食等の支援物資
 - 医薬品
 - 医療、福祉等のサービスの継続

6 福祉避難所の解消

6.1 福祉避難所の開設期間

- やむを得ず7日間の期間内で福祉避難所を解消することが困難なときは、必要最小限の期間の延長を内閣総理大臣と協議している。
- 福祉避難所で生活する避難者が、できる限り早期に退所して、よりよい環境に移ることができるよう努めている。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

福祉避難所の開設期間について

- ・ 避難所は、災害に際し応急的に難を避ける施設である。従って、開設期間は災害発生の日から最大限7日以内と定めている。しかし、例えば、都道府県内一円又は1市区町村のほとんどが被害を受けたような大災害の場合で、どうしてもこの7日間の期間内で避難所を閉鎖することが困難なときは、事前に内閣総理大臣と協議し必要最小限度の期間を延長することができる。なお、このような場合であっても、ただ漫然と避難所の開設期間をそのまま延長することは適当でない。

- ・ 福祉避難所からの早期退所を促す方法として、福祉仮設住宅等への入居のほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用すること等が考えられる。

6.2 福祉避難所の統廃合、撤収、解消

- 福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合、避難所の統廃合を図っている。
- 福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、福祉避難所の避難者及びその家族に十分に説明している。
- 福祉避難所の避難者が福祉避難所での避難生活を終え、福祉避難所がその目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を解消している。

◆ 実施にあたってのポイント・留意点

福祉避難所閉鎖に伴う費用の適正処理

- ・ 避難所を閉鎖した場合、その資材器具等に残存価値のあるときは、速やかに換価処分し、その収入金額を避難所設置に要した経費から差し引かなければならない。ただし、この場合、後始末ないし残存資材の処分に要した諸経費は、この処分金額から支弁すべきことはいうまでもない。
- ・ 残存価値が極めて僅少で、これを処分する経費の方がかえって多いような場合には、その残存した物資資材等はそのまま都道府県の所有として認められる場合がある。